

# はじめに

川崎市長

福田 紀彦



私達を取り巻く消費生活環境は、高齢化の進行、高度情報化やグローバル化の進展等により、大きく変化しています。

消費者ニーズに対応した商品・サービスが提供され選択幅が拡大している一方、消費者被害は複雑化・多様化しており、高度情報通信社会の進展を背景とした通信関連のトラブルや、高齢者を標的とした不当請求等の悪質商法による被害は後を絶たない状況です。

また、平成31（2019）年4月に外国人労働者の受入を拡大する改正「出入国管理及び難民認定法」が施行されたことや、令和2（2020）年に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が日本で開催されること等により、外国人市民、外国人観光客の消費者トラブルの増加が予想されます。

さらに、令和4（2022）年4月には、民法の改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、若年者の消費者被害の拡大が懸念されております。

そのような中、国においては、消費者利益の保護のため、「消費者契約法」、「特定商取引法」及び「電気通信事業法」等の関係法令の整備を行い、消費者行政を推進しております。

本市においても、消費者が主体的に意思決定を行い、適切な消費者行動を実現できるよう消費者の権利の尊重と自立支援に向けた取組を行うため、「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」に基づき、消費者行政の方針を明確にした3か年の消費者施策の総合計画として「消費者行政推進計画」を策定し、消費生活の安定及び向上に向けた施策の推進に取り組んでまいりました。

そしてこのたび、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度までの消費者行政を推進するにあたり、「消費者行政推進計画—令和2（2020）年度～令和4（2022）年度—」を策定しました。

今回の計画では、これまでの高齢化や消費者被害の複雑化・多様化への対応等に加え、消費者を取り巻く現状と課題等から抽出した新たに反映すべき視点を踏まえた改定を行うこととしました。

本計画に基づき、「すべての消費者が安全に安心して暮らせる社会」と「消費者市民社会」の実現に向け、持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえた取組を進めることは、「成長と成熟の調和」による持続可能な「最幸のまち かわさき」の実現に結びつくものと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力いただいた「川崎市消費者行政推進委員会」の各委員の皆様にご心からお礼申し上げますとともに、市民の皆様や関係団体の皆様から貴重な御意見をいただいたことに心から感謝申し上げます。

今後とも消費者行政の推進に、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年2月